

令和元年度 第5回文京区男女平等参画推進会議 要点記録

日時 令和2年2月3日（月）午後6時から8時まで

場所 区民会議室C（文京シビックセンター5階）

＜会議次第＞

- 1 会長挨拶
- 2 審議
 - ・性自認及び性的指向に関する施策について
- 3 その他
- 4 閉会

＜文京区男女平等参画推進会議委員（名簿順）＞

出席者

堀内 光子 会長、内海崎 貴子 副会長、森 義仁 委員、岡田 伴子 委員、
内藤 マリ子 委員、岩永 有礼 委員、高桑 枝実子 委員、白砂 修 委員、
伊串 久美子 委員、増田 みゆき 委員、牛嶋 大 委員、原 ミナ汰 委員

欠席者

矢口 和彦 委員、加来 順也 委員、真鍋 匡史 委員、瀬戸 僚馬 委員

＜事務局＞

出席者

総務部長 吉岡利行、総務部ダイバーシティ推進担当課長 高橋肇

欠席者

なし

＜傍聴者＞

1人

堀内会長：皆さん大変お忙しいところ、夜の会合ということで、ご出席いただきまして、ありがとうございます。私は、1月はほとんど海外出張で、結構ハードなスケジュールだったものですから、声が少しおかしくなっております、もしお聞き取りにくいことがありましたらご容赦くださいませ。頑張ってお声を出すようにいたしますけれども。

皆さんのお手元に配付してございますが、今日の審議は、性自認及び性的指向に関する施策についてでございます。1点ですので、なるべく効率的に進行したいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。この議題につきましては、専門家でもいらっしゃいます原委員がご出席されておりますので、私としては、大変心強く思っております。どうぞよろしく願いいたします。

原委員：お役に立てるよう、何でも聞いてください。

堀内会長：それでは皆さん、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、始めさせていただきたいと思えます。いつものとおり、委員の出欠状況と配付資料につきましてのご説明をお願いいたします。

高橋課長：本日は、夜間の開催ということで大変恐れ入ります。ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。総務部ダイバーシティ推進担当課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。座って説明をさせていただきます。

まず、本日の委員の出欠状況についてですが、矢口委員、加未委員、真鍋委員、瀬戸委員がご欠席でございます。

続きまして、資料の確認をいたします。事前に郵送させていただきました資料としまして、本日の次第、資料第10号の「文京区パートナーシップ宣誓の取扱いについて」、参考資料として請願文書表、パートナーシップ宣誓制度導入済み自治体資料の4点を事前にお送りしております。また、席上にはその他参考資料といたしまして、男女平等参画推進計画等に加え、各事業のチラシ等を置かせていただいております。資料につきましては以上ですが、不足等がございましたらお持ちいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、会長にお戻しいたします。

堀内会長：ありがとうございました。先ほども申し上げましたとおり、次第の2の審議に入りたいと思えます。本日の議題は、1点でございます、性自認及び性的指向に関する施策についてということでございます。

昨年の推進会議でも少しご議論、ご意見をいただいておりますパートナーシップ宣誓についてのご報告ということです。

早速でございますけれども、引き続き事務局から、資料の説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

高橋課長：文京区パートナーシップ宣誓の取扱いについてご説明いたします。本題に入る前に、これまでの検討経緯等についてご説明します。

まず、参考資料でお配りしました請願文書表をご覧ください。

平成30年5月に、件名に記載のとおり、同性カップルのパートナーシップを公的に認証する制度の導入に関する請願が区議会で受理されまして、その後、区議会総務区民委員会において、内容についての審議が始まったという経緯がございます。

請願の理由につきましては、請願文書表の裏面の1段落目ですが、男女平等参画推進条例において、性自認又は性的指向に起因するものを含め、性別に起因する差別的な取扱いを行ってはならないという規定がございます。

2段落目ですけれども、平成29年度に策定した「性自認および性的指向に関する対応指針」や区の対応について述べられております。

3段落目は、同性カップルのパートナーシップを公に認める制度の導入を求める請願の本身が書かれております。

4段落目、5段落目では、制度導入を求める理由について述べられております。

請願事項としては2点挙げられておりまして、同性カップルを公的に認める制度の導入についての検討を求めるというのが1点目、東京都に対して要望してほしいというのが2点目で挙げられております。

この請願については、平成30年度中、区議会におきまして4回ほど審議が行われました。昨年3月1日の本会議において、請願事項1項の部分が採択されまして、2項の東京都への要望については不採択という結果になっております。

この結果を受けまして、昨年6月に、区としては、他の自治体の運用状況等を参考にしながら、請願の趣旨を踏まえ検討していくことを区議会へご報告しております。

その後については、各自治体における要件の違い等について研究を進め、文京区における取扱いをどうしたらいいのかということで検討を進めてきたところでございます。

この制度を導入している特別区は現在5区であり、概要が分かる資料を参考にお配りしております。他区の制度ですので、詳細は割愛いたしますが、簡単に、それぞれの区の特徴だ

け触れさせていただきます。

まず、渋谷区と世田谷区については、全国で初めて同性パートナーシップ制度というものを導入した自治体として、その仕組みは若干異なります。渋谷区では、お二人が公証役場に行き、合意契約と任意後見契約に係る公正証書を作成してもらい、それを申請書とともに確認した上でパートナーシップ証明書を交付するという仕組みになっています。公正証書を作成するというのが渋谷区の制度の大きな特徴になっております。

一方、世田谷区は、公正証書は求めず、お二人に宣誓書を出していただいて、それを確かにお預かりしましたということで、受領証を交付するという仕組みになっています。ここが渋谷区との違いであると捉えております。

続きまして、中野区は、基本的には世田谷区と似ております。宣誓書のみを受け取った場合の受領証と公正証書を作成した場合の受領証、2種類の受領証を用意しているというのが、特徴的なところでございます。

次に、昨年の4月から受付を開始した江戸川区と豊島区でございますけれども、基本的な仕組みは、宣誓書方式と呼ばれるものです。他区と違うところは、書類の名称です。江戸川区は「同性パートナー関係申出書」、豊島区は「パートナーシップ届」ということで、少し名称が違っております。

今ご紹介した5区をまとめると、性自認及び性的指向に関して非典型とされる方々の気持ちを行政がしっかりと受け止めて存在を認めるということ、そして、この仕組みを通じて性の多様性への理解促進、偏見や差別の解消に努めていこうというスタンスは共通しているところではあります。

また、民間団体の調査によりますと、1月20日現在の全国の状況ですが、合計759組のカップルが各自自治体の制度を利用しているという状況になっております。導入自治体数については、1月22日から大阪府が開始したという情報もカウントしますと、全国で34の自治体がこのような制度を運用しているという状況になっております。

それでは、文京区における取組についてご説明いたします。資料第10号「文京区パートナーシップ宣誓の取扱いについて」をご覧ください。

目的ですけれども、人権と多様性を尊重する社会の実現を推進していくため、SOGI施策に関する施策の一つとして、パートナーシップ宣誓の取扱いを定め、多様な性への理解促進を図っていきたいと考えております。前提として、男女平等参加推進条例でも、性自認及び性的指向に関する差別的な取扱いも含めて禁止事項としておりますので、こういった趣旨

も踏まえて、今回取扱いを定めるというものでございます。

2番目の宣誓の概要ですが、現在、継続的に共同生活を行っている方、又は今後一緒に共同生活を行っていくことを約束した同性のお二人のパートナーシップについて宣誓がなされた場合に、区が宣誓書を確かにお預かりしましたということで、受領証を交付するという仕組みになっております。括弧書きのところで、自認する性を含むという表現がございます。これは、戸籍上の性が男女であっても、いわゆる異性であっても、自認する性、いわゆる心の性が同性である場合には例外的に宣誓をできるというようなことで、仕組みをつくっております。

3番目の宣誓の対象者ですけれども、成年であること、資料に記載の住所要件を満たしていること、配偶者がいないこと、他の者とのパートナーシップがないこと、最後は、近親者の関係にないことを要件としております。要件の確認については、なりすまし等の悪意ある宣誓というのを防ぐために、本人確認はもちろんのこと、戸籍証明書、住民票の写しなどの必要書類を求めていきます。

4番目の手続ですが、事前に宣誓の日時や必要種類の確認を行った上で、当日に二人そろってパートナーシップ宣誓をしていただきます。要件確認後に、区が宣誓書受領証を交付する流れになります。

なお、パートナーシップ宣誓は、今年4月1日から運用を開始したいと考えております。

最後のその他ですけれども、この仕組みについては、法律上の婚姻とは異なりますので、戸籍の身分事項が変わるといようなことではございません。したがって、宣誓をした方の法的な権利や義務は発生いたしません。

法的な効果がなければ全く意味がないのではというご意見もあるかもしれませんが、一方では、同性のパートナーと共同生活をしているものの、周囲の偏見や差別により、生きづらさや悩みを抱えているという方々の気持ちを受け止めて、その存在を行政が認めるという点が、先ほどご説明した請願の趣旨にも沿うものであると考えております。

この内容につきましては、本日、推進会議でご意見をいただきますけれども、関係団体等からのアドバイスもいただきながら、3月の区議会へ報告し、4月から受付を開始する予定です。大変長くなりましたが、説明は以上でございます。

堀内会長：丁寧なご説明、ありがとうございました。

皆様のご意見をお伺いしたいと思っておりますが、最初に、原委員はこれについて、ご意見とか、ご質問とか、何かございますか。お願いします。

原委員：宣誓の形は、世田谷方式と言われているんですね。この要綱で、申出を受けて、二人の宣誓を受け止めるという、条例ではないですけども、利用者からはとても利用しやすい制度であると聞いています。その効力に関しては、法律に比べれば格段弱いというのがありますが、その仕組みが入ったことで、例えば、家族や親戚の反応が違ってきたとか、周りの人があなたたちもその制度を使えばいいんじゃないかみたいな、そんな反応があるとか。社会的承認を得られることで、本人たちのメンタルヘルスにとっては非常に歓迎すべきことなんでしょうね。

ですから、その人たちのメンタルの関係性というのを下支えするような器という感じで、非常に評判はいいですね。何というわけではないんですけども、何か安心な気がする。利用しない人でも、仕組みがあることで、「ああ、利用しようと思えば自分たちもできるんだ」というような気持ちになります。例えば、健康保険もそうですが、制度があるということは非常に安心ですよ。保険制度がある国とない国では大きく違うわけですよ、国民健康保険とか。何か困っているときに使えるんだというのを知るだけでも非常に効力があると。そういう意味で、本当にエンパワーするためのシステムかなと思いますね。

細かいことを申し上げますと、今一番焦点になっているのは、結局性別というのは二択じゃなくて、結局スペクトラムとか、グラデーションとか、レインボーというふうに言っています。性別というのは、戸籍上は二つですけども、管理される場所以外の自由な自分のあり方というのですか、その性別というのは非常に多様で、グラデーションでスペクトラムであるということで、実はこの制度も少しずつ時代遅れになってきていると。なぜかという、同性パートナーということは、同性と異性の二元論、二択で考えているんですね。同性なのか異性なのかみたいな。ただ、同性といっても自認も含むということで入れてくださっていて、戸籍上は異性でも、私たちは同性カップルですと言っている方が不思議と結構いるんですね。

性別を変えるのは、同性の人と結婚したいから性別を変えるわけではないんですね。自分が元々違和感があって、こっちの性別なのにとずっと思っていたから変えるだけなので、たまたま自分の好きな相手を変えたほうの性別の人だったりするわけですよ。こればかりは本人たちもコントロールできないことで、気が合って一緒に住んでいるというケースもあります。

それから、トランスジェンダー同士の、性別を変えた者同士の関係というのもあって、その場合は、変更前の性別で婚姻はできますが、何か違うと。そういうふうに思われたくない

ので、この制度を使いたいという人もいるわけですね。ちょっと複雑なんですけれども。

世田谷区は、最初はそういうケースを想定しないで、同性カップルと規定したんですが、電話相談で、私たちは戸籍上異性だけれども性自認は一緒だから、この制度を利用したいんだと。この制度も利用できない場合、かといって結婚もしたくないと。なぜかという、異性婚をすると家族から「はい、あなたたちは男女のカップルで、子どもをつくって」みたいなことになってしまうから、自分たちは違うと。だから、宣誓制度を使いたいということで、世田谷区は、同性の定義に性自認を含むというのを後から付けたんですよ。最初から想定するのは非常に難しかったと。

こういう経緯もありますが、千葉市のパートナーシップ制度は少し変わっていて、性的マイノリティと言っていないくて、別に同性でも異性でも、二人がパートナーシップを組んでやっていきたいと思ったら頑張ってくださいという姿勢なんです。同性、異性問わず、パートナーシップを組みたい人はどうぞということなんです。

ですから、それだけ固いきずながあれば、利用できるということなんです。千葉市の範囲は、非常に広いんです。これには賛否両論があって、何でそんなに広くする、結婚する人が減るんじゃないかみたいな危惧を持つ人ももちろんいるし、性自認は結局スペクトラムだから、区切れないから、性別を問わずと書いたほうがシンプルでいいじゃないかという議論もあるんですね。私は、男女平等の視点から考えても、性別を問わずというのがいろんな方面から考えても一番いいなと思うんですけれども、その辺は皆さんの議論で一番分かりやすいところから始めることになると思います。急に性別問わずと言ってしまうと、無秩序でよくないみたいな気持ちも出てきますので、同性カップルにもというふうに始めていけばいいと思います。

今、海外では統計を取る方法を変えています。かつては、性自認は、女だけれども男だと思っている、男だけれども女だと思っているという、その二つしか認知されていなかったんですが、今では、統計上分類すると100ぐらいの性自認があるという状況です。性自認は、本当に多種多様です。また、男女の間を揺れ動く性自認もあります。天気のようなもので、曇り時々晴れというように揺れがあるということも言われていて、1回手術をして戸籍上の性別を変えて男性になったけれども、また、女性的な自分に戻っていくという、その揺れを経験している人たちも結構出てきているんですね。

だから、性自認ってすごく難しく、女心と秋の空と言いますけれども、本当に天気みたいなものだと思うんですね。そういうこともありますので、できるだけ柔軟な文言でやるの

が一番いいかなというふうに思いました。

もう一つ、隠れた効用を付け加えるならば、葬儀ですね。いつかはパートナーの死に直面します。誰だってそういうことがあります。人が一緒にいれば、どちらかが先に死ぬ。そのときに、相手方の親族がどういう考え方をしているかで、大きく変わるんですね。

その結果、葬儀にも出られない。分骨を申し出たけれども拒否された。遺族席にももちろん座れない、友達としても来るなど言われた。本当に悲惨な仕打ちをされるということが結構あるんですね。これは、なかなか声を上げにくいし、こういう場でそんなことを言ったら故人が悲しむということで、本人達も我慢をしているんですが、残された方がグリーフワークをしっかりできないと、悲しめないということで鬱や精神疾患になり、本当に孤独になっていくというようなことも相談現場では伺います。

そんなときに、パートナーシップ制度があれば、たとえ利用してなかったとしても、こういう制度があるということで、親族同士でいろいろ話し合うきっかけになるんですね。後ろ盾があるというのは大きいです。何もないと、不道德だみたいになってしまうんですけども、制度があると、それが問題じゃないんだということがはっきり分かってくるので、非常に下支えになっているというのがあります。

こういう隠れたサポートにより、男女もそうですが、事実婚の関係もある程度尊重されて、そうだったのか、うちの息子が、娘がとても世話になったということで、それまで交流がなかったとしても、何らかの関係が結べると。そういう社会通念があることが非常に大事だと思いますので、是非皆様も応援していただきたいと思っております。

堀内会長：ありがとうございます。ご意見をいただいて。

それでは、皆さんのほうで。はい、どうぞ。

伊串委員：伊串です。

私も、基本的に賛成です。元々文京区の条例でも「差別的な取扱いをしてはいけない」と決まっていたわけですから、ある種、当然の帰結というか、逆に遅いぐらいじゃないかという気さえするところです。

ただ、理解を深めるため、知りたいと思っていることがあるので質問させてください。ご説明の中で、「法的な権利は発生しない」ということではありました。とはいえ、制度がスタートして、何が変わるのか、宣誓をされた方がどういう具体的な効果を得られるのかというのが、とても気になるところです。例えば、「請願理由」を読みますと、「職員互助会では・・・うんぬん」、この「職員互助会」というのは公的な機関ですか、それとも民間なの

か、よく分からないですけれども。こういった一部のところだけで祝金がもらえる、何々が得られるとか、そういう限定的なものであってはいけないはずです。だとすると、全般的にどのような具体的な効果・メリットが対象者の方に得られるのかがもっと知りたいということです。

また、お調べになっていただいた渋谷区、世田谷区、中野区、江戸川区、豊島区。参考になるいい資料だと思います。どうやら二つのパターンがあり、「渋谷区パターン」と「世田谷区パターン」、あと、両方を追求する「中野区パターン」がある。表にしてくれたらもっと分かりやすかったのにと感じたわけですが、お忙しい中なので、たくさんは望みません。

「公正証書」と「パートナーシップ宣誓」のパターンとでは何が違うのか。どこがそれを発行するかの違いだけなのか、効果で何らかの違いがあるのかどうかというのが知りたいのと、その上で文京区は「世田谷区パターン」ですか、「パートナーシップ宣誓」のパターンですよ。なぜこちらを選ばれたのか。選択肢はほかにもあるのかもしれない。既存の仕組みで言うと、3パターンあったわけですよ、「公正証書」、「パートナーシップ宣誓」、あるいは「両方」のパターンと。もちろん吟味された結果、文京区はこの「パートナーシップ宣誓」のパターンでいこうと決まったのだと。だとすると、何が違うのかというところをしっかりと把握したいということです。

ついでに分からないので教えていただきたいんですが、資料第10号の「対象者」ですね。どちらか一方が引っ越してしまったら「解消」になってしまう。両方が一緒にいて初めて、「宣誓」を行って、効果の中身は分かってないですが、「受領証」が得られる。あるいは、転出先でも同様の制度があるところに一緒に動いた場合でも、また、取り直しという形になるのか。手続が面倒くさいんですけれども、毎回そういう形になってしまうのか。あるいは、「予定」しているものも含まれていたりするじゃないですか、…そうすると、途中経過の中で、婚姻ではないですが、重婚的なことも発生するのかなとか、パートナーシップを複雑に複数持つよからぬ輩も出てくるのではないかなとか、余計なことを考えてしまったりします。つまり、まだまだいろんなケースにおいて万全ではないとか、いろんなことを想像していたわけですけれども、その辺、もう少し説明をいただければと思います。

堀内会長： 事務的な質問なので、お答えいただけますか。

高橋課長： ありがとうございます。職員互助会は、職員相互の親睦と福利厚生の上を目的として設置された団体です。民間企業の福利厚生事業と同じようなものと捉えていただければと思います。民間企業も、全てではないと思いますが、結婚祝金の仕組みがあると思います。

職員互助会では、婚姻や事実婚だけでなく、同性パートナーについても、平成30年4月から、申出があれば祝金を出せるように規程を改正しました。

職員を対象とした制度ですので、区民の皆様が対象ではありませんけれども、そういった取組も行っております。また、区営住宅については、同性のパートナーについても、入居申込みの資格として認められるという改正を既に行っております。

伊串委員：それは、区の職員の方が対象でしょう。

高橋課長：区営住宅は、職員住宅とは異なり、区民を対象とした住宅です。先ほど、どういう効果があるのかという話がありました。気持ちの面以外ということでは、区営住宅については、親族の要件として、婚姻、事実婚しか認められなかったものが、同性のパートナーであっても入居申込みの資格として認めるという改正をしておりますので、その部分については、効果の一つかと思います。

伊串委員：区のサービスに関するものということでしょうか。

高橋課長：区営住宅は、区が提供する住宅施策に関するサービスです。

伊串委員：とりあえず、区営住宅ですね。

高橋課長：冒頭申し上げたとおり、法的に親族になるわけではないので、戸籍の身分事項は変わりません。法律上の制度に関しては、我々行政機関としては規定にのっとって運用しなければなりませんから、特段の変更はないというお答えになります。

次に、公正証書を求めない理由についてですが、公正証書の取得費用は高額になってきます。合意契約と任意後見契約の両方について公正証書を作成すると、5万円以上の負担になります。この費用についての負担感をどう考えるかというところです。もちろん公正証書を取るメリットはありまして、療養看護に関する委任や財産管理など、二人の間での合意事項を法的な契約文書として残し、例えば、病院での付添いや不動産の賃貸借契約等の場面でお二人の関係を公的に示すことができるという点では大きいのかと思います。

また、公証人がチェックしているという点で、通常の契約書等とは異なり、証明力のある点で優れている部分もございます。

一方で、宣誓書の場合は、二人の間で法的な契約文書を交わしているものではないんですけれども、先ほど原委員からもご意見をいただきましたが、お二人の気持ちを行政が受け止め、その存在を公に認めること、それによって、偏見や差別の解消を無くしていくという自治体の取組姿勢を示すことが重要であるという理由で、宣誓書方式を採用したところでございます。

また、引っ越しについては、難しいところですが、文京区の仕組みを他の自治体に適用させることもできないため、区外転出の場合には、受領証を返還をしていただくこととなります。

一方で、全国的には、福岡市と熊本市については、ほぼ同じ要件の制度があるのですが、この二つの自治体間であれば相互利用ができる仕組みになっています。福岡市から転出したときには継続使用申請をすることで受領証を返還せず、転出先の熊本市でそのまま利用できるものです。

特別区では、先ほど5区の導入事例をご説明いたしました。現在、区によって要件が異なっていますけれども、今後に向けて、まずはしっかりと情報共有をしていきたいと考えております。

伊串委員：ありがとうございます。

原委員：補足です。先ほどの効力についてのご質問ですが、私どもの電話相談などで把握しているのは、生命保険などに入るときに、受取人をパートナーにすることが容易になるということです。民間の保険会社ですので、それぞれ違いはありますが、幾つか大手の会社も入っています。小さいところが始めて、だんだん増えてきていると。今では、本人たちの申出だけでも可というところも出てきています。

それから、不動産を探すときに、特に、男性同士は汚すとか、同居するのが女性同士よりもっと大変なんですね。若ければ、まだ学生ですとか、いとことか兄弟とか言うんですよ。でも、後で嘘じゃないかということで追及されて、ぐうの音も出ないということなので、受領証を見せて、不動産屋さんに納得してもらおうというようなことが、若い人の間では広がっています。納得してもらえるときもあれば、駄目なときもある。家の話は、いつも問題になりますよね。シングルマザーは駄目、子供がいたら駄目、お年寄りだったら駄目、外国籍だったら駄目とか、様々な差別があるんですけれども、それを突破するような手段になっているというのが二つ目です。

また、会社に関しては、居住地で受領証を取った社員がいますよね。そうすると会社の側も、せっかく取ったんだから、福利厚生で認めて平等にしようというようなことを始めるんですね。ところが、会社では転勤がありますよね。そうすると、転勤の場合、一時的な転居以外は、受領証を自治体に返さなきゃならないということで、会社側が非常に困ってしまうんですね。その解決法として、ある企業は、企業内で自治体と似たような宣誓制度を作ろうとしています。そうすると、パートナーシップ宣誓を会社でできるようになる。会社で宣誓

できれば、どこへ転勤しようと、それは変わりませんからということで悩む必要がなくなる。つまり、企業でも宣誓制度をやるというような波及効果が出てきているかなと思います。

不都合もあるんですが、みんながそれぞれ工夫して、少しずつ隙間を埋めているというのが現状です。東京都全体でやってくれれば、都内だったらどこへ動いてもいい、それから国がやってくれれば、日本国内どこでも同じような制度があるということになりますよね。

それからもう一つ、大きな問題がありまして、国際パートナーですね。国籍が違う者同士で、相手方の国で同性婚をしている人も増えているんですね。その国では、当然居住できるし、パートナーとしてビザもおとりし、手当ももらえるし、相続もできるんですね。でも、日本では、自分が亡くなったらパートナーは相続できないんですね。そういう不平等があって、結構問題になります。関係が結構きしむというわけですね。日本に来たら、パートナーにとって何の保障もない状態の中で、脆弱性が高まるというか、災害等も多く、地震になってお互いに会えなかったときに、何て言えば探してくれるんだとか、そういうことで非常に不安を持つということです。矛盾がたくさんあるので、一筋縄ではいかないんですけれども、そういう大変なことがまだまだあるよということを出していくのが大事かなと思います。

横浜市もパートナーシップ宣誓制度を始めたのですが、横浜市の職場にいるトランスジェンダーの方が、こういう相談をしてきました。私は、パートナーがいて、横浜市がパートナーシップ宣誓の要綱を制定したので申請しましたと。ところが、職場ではカミングアウトしていません。だから、パートナーシップ宣誓したことを誰も知らないし、お祝いもしてくれない。やはり、カミングアウトしないと、みんな、ああ、よかったねとは言えないですね。そういう問題も残っていて、ひそかにパートナーシップ宣誓をしても、人にそれが言えていないという状況もあるということですね。その辺が課題かなということです。

堀内会長：どうぞ、岡田委員。

岡田委員：この資料第10号の最後の7番のところに、「法律上の婚姻とは異なり、法的な権利及び義務は発生しない」と書かれています。先ほど互助会で祝金を送るとか、区営住宅は同性カップルも入れるように変更されたと伺いましたが、宣誓をしても、元の決まりが変わっていない場合、宣誓書受領証を持っていても、婚姻とは異なるので対応ができない。

先ほどの保険にしても、生命保険会社が、同性カップルを認めるというルールを変えていかなかったら、受領証を持っていても効果がないということ。公営住宅も、法律を変えておかなかったら、せっかくこの制度ができて効果がないんじゃないか。確かに気持ちの上での安心、差別を無くすとか、そういうことだけのものだったら意味はあるのでしょうか

ど、何か婚姻とは異なるところでトラブルが発生しないかしらと思います。

気持ちの上での安心、差別をなくすということであれば、既に区の条例では性別に起因する差別的な取扱いを禁止すると書かれています。実際に、窓口等の対応で差別をされたなどの声はありましたか。

高橋課長：窓口対応等に関して、ご指摘のようなご意見は、特段いただいておりません。

岡田委員：実際、区営住宅に入りたくても、同性なので駄目ですとか、実際入れなかった人とかが意見を申し出たとか、そういうことはなかったのでしょうか。パートナーが入れない事例とか。

高橋課長：区営住宅については、既に関係する条例を改正していますし、同性のパートナーの場合でも入居申込みが可能になったので、申込みができないというご意見は出ないと思います。

吉岡部長：職員互助会ですけれども、先ほど説明があったように、規程を変えていまして、配偶者、事実婚、同性パートナーについて明記していますので、申出書を出していただいて、互助会で確認できれば、祝金等をお支払いできるような状況になっています。

高橋課長：受領証があっても、提示される側のルールを何かしら変えなければ適用できないのではないかというご意見はおっしゃるとおりです。ただし、婚姻制度そのものの考え方については、一自治体である文京区だけで制度改正する権限はないため、法的な権利、義務については発生しないと言わざるを得ません。

堀内会長：よろしいですか、岡田委員。

岡田委員：はい。

堀内会長：それでは。その他にご意見はありますか。

伊串委員：伊串です。

私は、まだ「公正証書方式」、「パートナーシップ宣誓方式」について、この部分で引っかかっています。何に引っかかっているかというと、例えば先ほど原委員から「お葬式」の話が出ました。ご説明を聞いていても、例えば、保険の話とか、いわゆる「財産絡み」の話が多いじゃないですか。財産の話としては、パートナー間の重要な「契約」というのは欠かせないことだと思うので、どう考えても「公正証書方式」であるべきではないかという気がしてしまうんですね。あるいは、「両方」の方式でもいいのかもしれませんが、少なくとも「公正証書」が抜けていることに対しては、どうなのかなと思います。むしろ、そのほうがニーズに合致する、現実的な課題を解決しやすい方式なのではないかと感じるわけです。

なぜそれを採用しなかったのかというお話の中で、「費用が高額」という話がありました。とはいえ、仮にパートナーシップ関係を結んでいたとしても、「財産面をどうするのか」という課題は消えないわけですね。だとしたら、あらかじめこういう方式で整備されたほうが現実的でもあるし、逆に、「費用がかかる」ということであるなら、なおのこと、他のこういったパートナーシップを採用していらっしゃる区だとか、そういう自治体間内において移動があったときに「手続を省ける」とかいうような形で、コスト面でそれ以上かからないようにできるとか、そういった配慮のほうが現実的ではないかという気がするんですね。その辺いかがでしょうか。

内海崎副会長：趣旨は分かるんですけれども、変な言い方ですが、異性婚で財産のこととかを考えずに婚姻関係を結んでいるカップルというのは一杯いますよね。そして、結果的に婚姻関係、法律婚となると、民法等様々な法律によって保護されるから、財産の問題だとかというのは法律婚をしたというその1点でいろいろ対応ができるわけですね。今考えているパートナーシップの場合、初めからそのことを認識しないとパートナーシップを結べないというのは、これは異性間で結婚しようといって婚姻届を出している人たちのハードルよりも、もっと高いハードルを、たまたま同性でパートナーシップを結ぶだけで公正証書を求めるというのはハードルを上げますよね。それが一つ、疑問に思うことです。

それと、もう1点は、婚姻関係で、例えば、異性婚の場合、手続上婚姻届を書いて出しますが、そのときに手数料はかかりませんよね。なのに、どうして同性パートナーの場合、パートナーシップ関係を結ぶ際に5万円というハードルを初めから付与してしまうのか、平等性の面から考えて、どうしてそれが必要なのかなと思います。

堀内会長：先生のご意見はもっともだと思っんですけれども、要するに、パートナーシップを結ぶ方が本当に財産のことまでちゃんと決めるのかという問題だと思います。決めなきゃいけないという義務付けは、今の法律では無理だと思います。そうすると、お二人で決めるということだと思っんですね。そうすると、どこまで決めるかは自由なので、ご本人がなかなか決められない、だから、普通のパートナーシップの宣誓でもいいのではないかというのか。公正証書方式、宣誓方式のどちらでもいいですよという選択ができればいいんでしょうが、費用の問題は、結構大きいと思っんです。

それと、原委員がよくご存じだと思っんですけれども、実際にパートナーシップを結ぶ方が財産権というか、そこまできっちり決められて結んでおられるのか、口約束ではあると思っんですが、その辺りを教えていただけますか。

原委員：よろしいですか。補足で。

実際に相談に来ている方の傾向ですけれども、年齢によって異なります。40代以上である程度仕事をやってきた方、自分で貯金してマンションを買った方、ある程度財産形成をしてきた人とそうでない人とで大きく違っているんですね。

もう一つは、病気です。何か、命にかかわるかもしれない病気を抱えている、それから、親族に財産があるとかないとか、そういう経済的な状況もあります。国籍ももちろんあります。男性同士なのか女性同士なのかというのも非常に大きいんですね、

そういうことが特徴的に出てきます。それと、子どもを育てているか、育てていないかというところで、大きく親権の問題があって、二人で育てていることに加え、一方が病気なんていうことになると、もし残された方は子どもを育てなきゃならない。生んだほうではないと非常に難しくなる。そういうようなことで、一杯いろんなことがあって、とにかくできることをしようという場合がありますね。

中野区では、折衷案として、まずは宣誓をして、受領証を渡します。その後、公正証書を取りたい人はという2段階方式にしました。異性婚は、エレベーターみたいに1回乗ったらてっぺんまで、社会保障とか全部くっついて、扶養もあるし税金控除もある。何もない人は階段で、30階まで40階まで足で上がっていくと。途中で転んでしまったり、いろんな方法で人生を乗り切っていくということなんですよね。

もう一つ、男女のパートナー関係の違い、男性同士と女性同士を比べた場合に、女性同士のカップルのほうが圧倒的に同居します。その理由は皆さんご存じですよ。家賃が高いのに収入は低いので、必ず同居の話が出るんですよ。二人で別々の家を維持して通って暮らすというのは経費がかかり過ぎなので、大体同居する。そうすると、いろんなものを一緒に財産形成するわけでしょう。だから、そういう制度の恩恵を必要とするんですね。一方、男性同士の場合、それぞれが仕事を持っているケースが多いです。結構階層化するんですね。格差婚というのがありますが、二人とも仕事を持っていて、自立している者同士が会って、うまくいったりするわけですね。力関係が余り不均衡じゃない。だから、同居しないでずっと暮らしているという人も男性同士の場合はいるんですね。

では、それが理由かというのと、それだけが理由じゃなくて、一緒に暮らすのは非常に難しいんですね。なぜ男同士と一緒に暮らすんだみたいに、皆が突っ込むんです。不動産屋さんでの突っ込みはひどいです。まさかこれじゃないでしょうねみたいな、そういうような聞き方をします。そうすると、非常に傷ついて、もう二度と探したくないという気持ちになります

すよね。でも、お金があるからローンと一緒に組みたいとか、そういうニーズは、実はあるんですね。男性でも、貧しい者同士は、貧しい者同士で助け合って暮らしているという例もあります。職を転々としていたり、お酒にお金を使ってしまったり、でも一緒に暮らしている場合なら、どちらかがケアして、セーフティーネットの役割を果たすこともある。

だから、この制度は、理想的とは言えないかもしれないけれども、弱い立場の人に対して非常に優しいということは確かなんですね。それが女性であったり、比較的貧しい男性同士のカップルであったり、トランスジェンダーであったり。トランスジェンダーの人は、性別を変えるときに仕事を辞めなきゃならない人が非常に多くて、とてもいいキャリアを持っていても中断されてしまう。女性の出産と同じような状況ですね。出産して仕事を辞める、1回転げ落ちるみたいなことと似ています。トランスジェンダーの場合、さらに性別も変えるので、次の就職がもっと大変なんですね。だから、結構助け合って暮らしています。

こういう状況を知っているのと知らないのとでは、全然違います。必死というか、やはり何か目に見えるものが欲しい。そういうことがありますね。だから、法的な効力がなさそうでも、とにかく何かプラスになるんじゃないかというふうにして、一步一步来ているという感じですね。

アメリカの話は、前もしたと思いますが、法的に同性婚ができます。ところが、差別を禁止する連邦法がないので、州によっては同性婚をした結果、ひどい差別を受ける例が今、後を絶たないんです。例えば、同性婚をした女性同士のカップルが二人とも高齢なので、老人ホームに入ろうと思ったら、その老人ホームはキリスト教系の同性愛差別が厳しいところで拒否された。自分たちの住む地域は、その法人が老人ホームを運営しているため、全部拒否されてしまったみたいなことが今も出てきているんですね。本当にいろいろなことが起きます。でも、そういったことが起きたときに、周りの人が受け止めて、いろいろ解決策と一緒に考えてくださる。みんな困っているのは同じなので、そういうことが大事なのではないかと思います。

堀内会長：今の議論は、文京区が検討している宣誓方式でいいのか、それとも公正証書方式も導入して財産関係についても明確にすべきなのかということだと思うんです。

なぜ、文京区では中野区のような方式を取らなかったのか、多分その理由があると思うんですけれども、それをご説明いただくと、皆さんがもう少し分かりやすくなるのかなと思ったんですが、いかがですか。

高橋課長：そうですね。費用の話の先に申し上げてしまったので分かりづらくなってしまった

かもしれません。一番大きな理由としては、条例の趣旨にもあるとおり、性別に起因する差別的な取扱いの禁止が挙げられます。例えば、事実婚の場合、住民異動の窓口において、ご本人の申出により、世帯主と妻（未届）又は夫（未届）というような形で住民票に記載されます。しかしながら、そのお二人に対して、財産等に関する合意契約を取り交わし、公正証書を作成していますかという確認を取っているかというところまでは行っておりません。他の自治体も同様の取扱いですが、本人の申出によりという取扱いが、パートナーシップ宣誓と非常に近い考え方です。それが、同性カップルになった場合に、その二人にだけ公正証書を求めるとなると、平等性の観点からしてどうなのかという検討も行ってきたところですが、もちろん、財産等に関する取決めを行い、二人の間で契約、公正証書を作成している方を否定するものではありません。一方で、公正証書を作成していないからといって宣誓ができないというのも、事実婚との関係を考えたときには公平性に欠けるのではないかということで、今回の方式にしたという経緯がございます。

また、公正証書については、少なくとも日本にいる限りにおいては、どこに住んでいるかに関係なく、二人の間における法的な文書ですから、そこで取決めをした財産管理、療養看護等に関することについては、対外的に主張できますし、公正証書を作成するか、しないかについては、お二人の意思に基づくものと捉えているところです。

伊申委員：伊申です。

幾つか誤解もあるんじゃないかなというのを、今感じています。一義的には、「受益者となる方に一番資するものであってほしい」という思いがありますから、受益者の方が「こうしてほしい」、「こうあってほしい」というものに一番近づく形が望ましいだろうと基本的には思います。

先ほど公正証書の話をしてしまいましたが、そもそも公正証書は、最初に一回決めたらもう変えられないというようなハードルの高いものでは決していないと思っています。何度も変えることができますから、最初はよく分からないとしても、「とりあえずの取決め」だけでも構わなくて、後でそれを修正してもいいわけですし、最初から高いハードルを課してというようなものでは、私はないと思っています。

何でそういう話をしたかというのは、内海崎先生からもご指摘いただいたような、「最初から同性のカップルだけにそんな高いハードルを・・・」と、そういうことではないと思うんですね。つまり、むしろ「守るため」に、「彼等を守るため」にこそ、そういうものがあつたほうがいいんじゃないかという趣旨で申し上げたわけなんです。

例えば、何も知らない若いカップルが、「公正証書を作成しなくても費用がかからず婚姻できるんですよ」という話はあるかもしれませんが、不慮の事故だとか何かが起こったときに、一応「婚姻制度」ということで、何も知識がなくてさっと入籍したけれども、何かあったときにそれで守られるわけですよ。何も知らないでスタートした婚姻関係であったとしても、いざ何かあったときに、そういう既存のセーフティ・ネットあるいはルールで守られるわけです。

何もないハードルが低い「宣誓」だけで、「みんなが認めてくれることだけでいいんだ」というんだったら、それはそれで構いませんが、さっき原委員もおっしゃいましたけれども、「突然相手が亡くなる、病気になる、何かあったときに公正証書を取り交わしていなかったら、何にももらえない、何にも引き継げない」。そういう場面に突然直面してしまうのではないかということを懸念しているわけなんです。

だから、財産がうんぬんと、いやらしい話で言っているわけじゃなくて、不慮の事態に備えて財産関係を守る、突然住居を追い出されるようなことから守らなきゃいけない。あるいは、普段は関係のない親族からの突然の相続のときにも、「あなたは全く関係ないですよ」という話にならないように、何かセーフティ・ネットに近いようなものを最低限整えられる仕組みだったらいいんじゃないかなというつもりで言ったのであって。だから「ハードルを高める」とかそういうことじゃなくて、「守る」という趣旨で、むしろ「公正証書」のほうがいいんじゃないかと思います。書き替える必要があれば、何度でも書き替えればいいし、費用が高いのであれば、まだそんなに人数もいらっしゃらないわけですし、公正証書を出すときにはその費用を何らかの形で負担してあげてもいいんじゃないかとさえ思ってしまう。そういう趣旨で申し上げました。

堀内会長：問題は、パートナーシップを結んだカップルの方たちが、どこまで具体的に決めをなさるのかという契約内容にかかってくるんだろうと思うんですよ。そういう契約を具体的に広報して皆さんにお伝えするのがいいということもあるかもしれませんが、公正証書という形でそこまで求めるのか、それとも宣誓方式で公的にそのお二人の関係、存在を認めるという形でいいのかという話なんだろうと思うんです。

婚姻と違って、法律で何も保護されないという前提から始まっていますので、そういうものをどこまできちんとしたら、パートナーシップ制度ということであり、原委員がおっしゃったように、多少でも皆さんの便益になるのかなという、そこら辺が大きいのでしょうか。

ですから、法律ではクリアできないので、何をもって区がこの二人をカップルだというふ

うに認めるのかということなんだろうと、私自身思っています。

例えば、入院や手術のときの家族の証明って結構要るんですよね。そのときに、パートナーの方がその制度を活用することで、手術の同意があったとみなされることもありますので、そういう意味での制度の利用の仕方というのは結構あるのかなと思います。それ以上のことをお二人で決めておきたい方は、中野区方式とまではいかななくても、公正証書を作成していただくということでもいいのかなという気は、個人的には思うんです。ですから、区としてどういう方法で認めるのかというご議論かなと思いました。

吉岡部長：私どもは、今、会長がおっしゃったとおりの内容で考えておりまして、公正証書をあえて求めない方式を想定しております。広く当事者が安心して文京区で暮らせるように、下支えをするような仕組みができればと思っています。

実際に、同時期に制度を開始した渋谷区と世田谷区で数を見ると、やはり世田谷区のほうが100組を超えて、多いんですね。そこには公正証書作成の手続の複雑さもあるし、費用の面でもきっとあるんだろうなと思っています。パートナーシップを形成する上で、財産的なこともいろいろ考えてやるのであれば、その方たちが、そういうふうに決めていただければ、法律的な財産分与以外の部分は契約として決められます。それは区としても見守っていくというスタンスですので、今のところ、初めからそれを要件とするつもりはありません。

高橋課長：伊串委員からお話がありました何も知らないカップルもいらっしゃると思っておりますので、パートナーシップ宣誓をされた方に、宣誓だけでは法的な効果は生じないため、将来のお二人のためにということで公正証書等についての説明が必要だと感じています。公証役場でもいわゆる渋谷型の公正証書の雛型を用意されているとも聞いております。そういったこともご紹介しながら、お二人でしっかりと話し合っ、財産関係、療養看護等についても取り決めをしていきたいということであれば、多少の費用はかかるけれども、こういった制度もありますよというご案内はやっていきたいと思っております。

ただ、それがなければ宣誓はできない、前提条件にするというのは、なかなか難しいのではないかと考えているところでございます。

伊串委員：ご説明は理解しました。ありがとうございます。

原委員：公正証書について、2点補足があります。バックグラウンドとして、同性のパートナー同士が公証役場に行って公正証書を作成したいというときに、ついこの間までそうだったんですが、公序良俗に反するからということで拒否されていたんです。結構そういう差別的な対応をする公証人もいたということですね。それが一つと、もう一つは、公正証書に対す

る不安ですね。

実際に、公正証書を作成した方たちに話を聞いたんです。そうしたら、こういうふうに言っていました。同性パートナーの方たちですけれども、これは私たちだけじゃなくて、異性間のカップルも当たり前前に結婚していますが、これはみんなやったほうがいいよと。なぜかという、すごく真剣に、お互いの財産のこと、共同生活の中でどちらが何をやるかとかいう分担も全部書くんです。ちゃんと取り決めて、また問題があったら、また変えればいいというふうに、本当におっしゃるとおりなんです。これはみんなやったほうがいいよと、結婚については、自動的に義務が課されるようなものじゃなくて、お互いの責務をしっかりと理解して結婚したほうが絶対うまくいくと言っていましたので、非常に効果的なものだという認識は、私たちはあります。

本当によくできているものなんですよ。ただ、作成するのに手間というか労力やお金がかかることも事実です。真剣にお付き合いしているのであれば、これぐらいはやったほうがいいよということで、そんな議論が今、LGBTのコミュニティなどでは、たくさん交わされていますね。

堀内会長：今後の広報上の課題かもしれませんね。二人の関係は、証明という言葉が適切かは分かりませんが、公的に明確にするけれども、実際には法律の適用関係は全くない。したがって、どこまでを二人が決めたほうがいいのかについては、広報というか理解の問題が、今後の課題の一つかもしれませんね。

原委員：もう一つ、公正証書に係る問題で、パートナーが亡くなって、財産分与になったときに、踏み倒されたということが結構あります。だから、公正証書を作成していても、それを最終的に尊重して、きちんとした話合いで財産分与などができるかという、パートナーを亡くしたショックに加え、そんなことは絶対認めないなんていう親族が一人でも出てくると、心理的にもう対抗できないというか、そして泣き寝入りというケースも幾つか出ていまして、訴訟にもなっている事例もあります。なので、公正証書があると、そういう問題がはっきりするということですね。ただ、公正証書があっても駄目なのかみたいなことで、もっと問題が顕在化するということはありませんね。

堀内会長：はい、どうぞ。

内海崎副会長：すみません、この議論はよく分かるんですが、パートナーシップ宣誓の制度というのは、セーフティーネットですよ。最低限のセーフティーネット。これがあつた上で積み上げていく。宣誓をした時点では、二人の関係はパーフェクトではなくて、むしろ始ま

りで、この先どういうことをやる必要があるのかということ、できる限り窓口に来た方に何らかの形で情報提供ができる。それをやっていかないといけないのかなというのが1点あったんですね。

それから、私は、学校教育現場が専門なので、この制度ができると学生等にも説明ができるんですよ。つまり、例えば、多様な生き方を支える施策の一つとして、文京区にはこういう制度があつてと伝えることが、教育現場からすれば、説明しやすい。下支えとおっしゃいましたけれども、正にそういった部分で、大きな下支えになります。区が進めるということは、ある意味、公序良俗に反することではないという発信にもなると思うんですね。

そういう意味では、最低限のセーフティーネットと言いましたが、本来は法律を変えていかなきゃいけないはずなんですよ。ただ、現時点ではそれができないので、自治体として、まずこれをやりましょうという認識を持つ必要があるかなと思っています。今回はこの内容でいくとしても、今後何らかの情勢の変化で変更ができるという、ある程度の時期が来たら見直しをかけるというようなことも考えておく必要があると思いました。

高橋課長：ありがとうございます。今回、SOGI施策の一つとして推進するということもございます。SOGI対応指針では、職員・教職員を含めた研修を実施し、理解を深めていくということで今までやってきました。パートナーシップ宣誓についても、区の職員・教職員が理解していないといけないというところもございますので、しっかりと対応していきたいと思っております。

また、当然のことながら、制度については、実際に宣誓をされる方からのご要望を踏まえながら、随時見直しを行っていくべきものだと思いますし、そういったご意見を取り入れながら、いかにして制度を周知し、利用していくのかというのが我々の務めかなと思っております。

内藤委員：内藤です。今、お話を聞かせていただいて、この制度について、全国で34自治体が導入ということで、760組ぐらいが宣誓しているということなんですけれども、パートナーシップがほかの方とないことというのが条件で、この760組の方たちはオープンになっているのでしょうか。

それと、このパートナーシップ宣誓が悪用されてしまうというのが一番懸念されるかなと思います。婚姻届と違って、戸籍に記載されるわけではなくて、簡単と言ってはおかしいんですが、そういった意味で、詐欺じゃないですけども、悪用されてはということが懸念されるので、その辺のところはどうなのかということをご質問させてください。

高橋課長：パートナーシップ制度の利用者の情報がどこまで分かるかというご質問です。ご存知のとおり、性自認及び性的指向に関する情報というのは非常にセンシティブな情報でございまして、例えば、文京区の取扱いでも、お二人に受領証を渡すということでは、区はお二人の関係を知るようになります。しかしながら、それを対外的に広く公開するかというと、重要な保護すべき個人情報ですので、公開できないものと考えています。

そうすると、宣誓の要件である双方が他の一方の者とパートナーシップがないことという点について、どう判断するのかというお話になってくるんですけども、ここについては、他自治体の内容も調査できませんから、宣誓内容に虚偽がないという前提でお受けすることになります。配偶者がいないことという要件については、戸籍証明書を出していただきますから確認はできますが、ほかの方とのパートナーシップについては、従前住んでいた自治体における宣誓の有無は不明ですし、今現在ほかの人とお付き合いしているかもしれないという可能性は、完全に否定はできません。したがって、他の方との関係にございませんと宣誓をしていただくことをもって対応することとしております。

なりすましに関しては、身分証明書の提示による本人確認を行った上で、戸籍や住民票の確認も行いますので、その可能性については非常に低いかと思っております。受領証の悪用については、今後の課題と捉えておりまして、現時点で導入している自治体での事例は聞いてございません。というのも、先ほど来の議論もありますけれども、法的な根拠がないがゆえに、悪用しにくいということもあるのかなと捉えているところです。

森委員：運用で少しお伺いします。お茶の水女子大学では、体も心とかというのを言わずに、女性の入学希望者を受け入れると言っていますけれども、運用をどうするかについて、この2年間ぐらい、内部では非常にいろんな議論がされている。このパートナーシップ宣誓の取扱いについて、今この場でも出たように、いろいろ相談とかはあるんですが、窓口は一体どこにあって、誰がやるのか。例えば、兼務で、私は忙しいから今日は駄目だよとなってしまうのか、それとも、この仕事を優先的にできるような配置するかという、窓口の運用はどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

運用開始の4月1日って2か月後ですよ。そうすると、課長さんは、ほかにも仕事があるから忙しいだろうし、やはりそこに人を配置しないと、なかなか難しい問題じゃないかなと思う、その辺りはいかがですか。

高橋課長：宣誓の実際の手続など、制度全般についてのご質問・窓口は、私どもダイバーシティ推進担当で対応いたします。それとは別に、日常生活上の悩み事も含めた相談については、

2か月に1回実施している文京SOGIにじいろサロンにおいて対応いたします。原委員にも相談員として、ご協力をいただいているところですが、相談をしたいという方については、サロン終了後に相談専用時間を設けております。もう一つは、男女平等センターの相談室でございます。人間関係や家族関係、個人に関する悩みの相談を幅広く受けているところですが、こちらの相談室において性自認・性的指向に関することも相談を受け付けておりますので、相談員とも連携を取りながら、今後、パートナーシップ宣誓の仕組みについても説明をした上で、対応していきたいと考えております。

実際のご相談については、4月以降にならないと見込めないというのが正直なところですが、相談の内容や件数の推移を見ながら、今後の相談体制について検討していきたいと考えております。

森委員：男女平等センター相談室というのがあって、月曜日からと時間が書いてありますけれども、ここは専門家が配置されているんですね。

高橋課長：臨床心理士等、資格を持った専門の相談員がいます。

森委員：そうすると、こういう相談というのは、以前、いつだったか忘れたんですけども、ずっと前の課長さんのときに、いろんな問題についてどのように対応しているのか、ツアーを作ってくれとユネスコに言われて、いろんな区の窓口に行ったときに、相当工夫していて、相談者がその窓口に行くのが分からないようにしているんです。だから、何とか窓口というのがあって、そこに近づくと、あの人はあの窓口に行っているんだねみたいなことが全然分からないように、豊島区にも行きましたが、そういうようになっていたりする。

例えば、ここの相談室も、男女平等センターにはよく行くんですが、分からないですね。意図的に分からないようになっていっているんですね。ダイバーシティ推進担当の窓口に行ったらばれちゃうじゃないですか。だから、区役所の中にも、そこに近づいていったときに、何の相談をしにきたか分からないようなところに何げなく、でかでかと組織名が書いていないようなところがいいんじゃないかと思います。場所は、結構大事なんじゃないかな。人も大事なんですけども、場所も大事で、なかなかセンシティブな問題だから、ダイバーシティ推進担当にはなかなか行きにくいのかなと、場所もいろいろ工夫されたらいいんじゃないかなというふうには思います。運用は心配ではないんですが、こういうふうには、自分たちが宣誓書を出せば認めるというのはいいいんですけども、実際はもっといろいろお話があるのかなと思います。運用のほうはむしろ、力を入れたほうがいいんじゃないかなというのは、何が起こるか分からないから、お茶の水女子大学でもやっぱり、どうやって運用するかというのは、

おっしゃるように、蓋を開けてみるしかないというのは、そうかもしれないですね。

高橋課長：ありがとうございます。相談については、電話やメールであれば来庁されませんが、実際に来庁される場合については、我々も最大限プライバシーに配慮した上で、別の場所でご相談をお受けするというような想定をしております。宣誓を希望するお二人の申出を受けまして、個室対応等の配慮は当然させていただきたいと思えます。

森委員：課で対応するとなったときに、今日は専門の人がいないんですとか、ちょっと係長に聞いてみますとか、いろんな人たちが出ると、言っていることが人によって違ったりするとかいうのがちょっと心配かな。非常にセンシティブな問題だから、あの日に電話したときの人はこう言っていたのに、この人はこうだねというので、一人とは言わないんだけど、二人ぐらいに決めておいたほうがいいんじゃないかなというふうには思ったりします。課で対応するとなると、誰でも出られるということですね。

高橋課長：確かにダイバーシティ推進担当で対応すると申し上げましたが、職員の数自体が、何十人もいる組織ではございませんので。

吉岡部長：ここにいる職員ぐらいです。

高橋課長：2、3人の職員で対応しますのです。

森委員：そういうことですか。数が少ないから連携が取れるという、分かりました。あんまり人によって対応が異なるということはないということですね。

高橋課長：そうですね。人数が少ない分、密に連携ができると思えます。

森委員：運用については、原委員のような専門家に聞いて、どんな運用をすると相談しやすいのかみたいなことは、いろいろアドバイスをいただくのはいいかなという気がいたします。

高橋課長：専門的な部分については、カウンセラーや専門家等、ご相談できる方がおりますので、我々だけでは解決できない部分については、相談していきたいと思えます。

森委員：この問題は、学生として迎えるけれども、4年たったら社会に出ていくので、社会に出たときに、当然母校に帰ってきて相談を受けるわけで、ここで議論されたことは非常に何か勉強になるなというふうに思います。どうもありがとうございました。

堀内会長：私のほうから、2点ほど確認させていただいてよろしいですか。

1点は、条例第7条で性的指向・性自認に起因する差別的な取扱いを含め性別に起因する差別を禁止するとしていますが、いろいろ議論になっています事業所内での取扱いも含まれるのでしょうか。「何人も」と書いてあるのですが、これは人だけなんではないのでしょうか。事業主は係らないのでしょうか。これを確認させていただきたい。

高橋課長：ご指摘のように、宣誓書受領証を提示したことによって、何かしらの差別的な取扱いを受けたというようなことが、場合によってはあるかもしれません。この場合においては、その内容をお伺いし、必要に応じて推進会議の部会で審議を行う可能性があります。推進会議自体に強制調査のような権限はないですし、条例上の罰則規定もございませんので、実際にはお伺いしたお話の趣旨を事業所にお伝えすることが想定されます。

堀内会長：そうすると、慶弔金のような給付金について、異性ではないパートナーがもらえなかったという場合に、その案件は対象になるということですね。

高橋課長：文京区内に存する事業所であれば、お話をお伺いすることになると思います。

堀内会長：皆さんが事業所内での取扱いが違うということを気にされておられるので、そういうことであれば、文京区はこの禁止事項に、「何人も」と書かれているので、対象事項になるという確認でございました。

高橋課長：そこで一番問題になるのは、元の議論に戻ってしまうかもしれませんが、受領証そのものが法的な効果が発生するものではないということも加味して対応しなければならぬと捉えております。

堀内会長：状況にしたらそうです。ただ、条例上は、区の責務、区民、事業者と、三つに分かれているものですから、その次の禁止事項で「何人も」となっているので、確認をさせていただきました。

高橋課長：条文上、区が関与する男女平等参画に関する施策と記載されておりますので。

堀内会長：分かりました。ありがとうございました。もう1点は、今後、このパートナーシップ宣誓制度ができたということについて、もちろん区報には載せられると思うんですけども、どのように今後、広報していくのか。一応SOGI関連の催事はやっておられますが、どうやるおつもりなのか教えていただきたい。

高橋課長：区報、ホームページで周知するというのは当然のことですので、それは運用開始に合わせて対応したいと思っています。

それ以外の広報については、区のSOGI関連施策において、研修もそうですし、映画会や講演会等もごございます。そういった機会をとらえて対応してまいります。また、他の自治体でも、運用開始に合わせて、宣誓の手引きであったり、周知用パンフレットを作ったりしていますので、文京区においても、そういった取組を通じて、区民、事業者等へ広く周知をしていきたいと思っています。

堀内会長：ありがとうございました。恐らくこれは、区内だけの対象になってしまい、もちろ

ん区としては当然なんですけれども、今後、全国的にそういう広がりを持っていくような活動というのは、原委員に聞いたほうがいいのかもしれませんが、文京区としても、あるいは、東京都全体でやってもらうとか、そういうような方向性というのは、多少は議論をされているのでしょうか。それともまだこれからですか。

高橋課長：個々の制度の運用については、会長がおっしゃるとおり、各自治体での取組になりますが、現在、運用を開始していない自治体も、どのように取り組んでいけばいいのかについて悩んでいるといった声も聞いてございます。私どもも、今回、制度設計をするときに先行導入している自治体にお話を伺う機会というのがございましたし、自治体間におけるネットワークというのは、今後重要になってくるのかなと感じております。

また、導入済みの自治体間では、制度の違いを含め情報共有もしたほうがいいのではないかというような意見も出ておりますので、今後それがどこまで形になっていくのかなというところでございます。

堀内会長：すみません、私ばかりずっと質問してしまして。皆さんのほうで。

原委員：東京都に関しては、私も、この間いただいたんですけれども、令和元年12月に、東京都性自認及び性的指向に関する基本計画というのが定まりまして、これはネットでも見られるんですよ。こういうのも出して、配っていると言っていますよね。

この計画の中では、支援と理解促進ですね。それはしっかり書いてあるんですが、それ以外の制度づくりとか、そういうところには全然触れていないというか、まだそこまで行きついていないという意味で、各区や市のほうが、都よりも断然、何歩も早いんですね。この理由は、やはり住民の声とか近隣の自治体同士のつながりというのが、非常に生の声を吸い上げられる。ところが、都の場合、オブラートが、クッションが入っちゃいますから、もっと理念的な感じになると。実態がよく分かっていないと。そこのところは少し遠いというのが私たちの実感ですね。

でも、確実に進んではいるんですね。遅いというのがありますがけれども、ゆっくりというか。それは自治体の皆様が、いろいろプッシュして、どうなっているんだと、絶えずいろいろ働きかけをしてくださっているからなので、私たちが都民として言ってもなかなか動かないというのがあります。でも、何かにつけて都民としても、皆さんも言っていただければ、応援にはなると思います。よろしくをお願いします。

堀内会長：どうぞ。

伊串委員：伊串です。

運用面で、気づいたことを一点、提案に近いかもしれませんが申し上げたいと思います。2か月後に始まりますので、実際にスタートしてみたらいろいろなものが出てきて、また再検討の機会があるのかなとは思いますが、「パートナーの一方が区を離れられた場合、受領証返還という扱いになる」という話があったじゃないですか。

先ほど、原委員の、「カップル同士がバリバリ働いているようなパターンもある」というお話を聞いていたときに、ふと思ったんです。もし一方の方が、例えば、仕事で転勤になった場合、国内であれば、あえて住民票を移さないという選択もできることって多々あると思うんですよ。ところが、海外転勤になった場合は、選択の余地なく税法的な問題だとか、いろいろあって、転出届を出さなきゃいけない…これはもう半ば義務に近い形でそうなりますよね。そうなったときも、パートナーを、「一旦宣誓を解消する」というのはケースが違うのではないかなと思ったんです。こういう場合は、別に解消にしなくてもいいんじゃないかなと、転勤で海外に行かれる場合はと思うんです。

なぜ、それを言うかということ、海外赴任者の「主な不幸のベスト3」という資料を見たことがあって、テロ、病気、事故、自殺、…こういったことが結構多いんですね。そういうときにこそ、やっぱり、財産の話じゃないんですが、いろいろ考えなきゃならないことに遭遇してしまうので、そういった海外転出の場合は、解消扱いしなくてもいいんじゃないかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

高橋課長：そこは、様々なご意見があるところだと思っております。住民票上の転出入は、住民基本台帳法にのっとって事務を取り扱うべきものです。転勤については、国内・国外問わず、生活の本拠が移る場合で一定期間以上のときは、転出の届出をしていただくこととなります。逆に、2週間程度の短期出張であれば、旅行と同様に転出届を出す必要はありません。国内か海外かというよりは、生活の本拠がどこかという視点から届出についての定めがあります。

短期間で、かつ、また一緒に生活されるということが前提であれば、受領証についても、届出は不要で返還の対象にはなりません。手続上は、住民票を確認の要件にしておりますので、区外へ転出の届出をしたときには受領証を返還していただくこととなります。現時点では住民票と連動させた制度としています。パートナーシップを解消したわけではないというご指摘については、課題として認識をしております。

堀内会長：ありがとうございました。ほかには何かございますか。今ので。是非とも。

森委員：運用ですが、転入予定について、こんな緩いのでいいのかなと思います。ほかの区を

見ると、3か月という基準が一つあるから、文京区も3か月なんですよね。いつまでも転入予定でいいよというわけではなくて。自分たちが宣誓した日から、3か月以内に一方、もしくはお二方が転入してこないと、その宣誓は無効になってしまうということですよね。

高橋課長：そのとおりです。要件では、双方が区内に転入予定ということで、現在区民でない方も宣誓の対象にしております。例えば、今は他区に住んでいて、今後、文京区に転入してくる予定ですが、区内の不動産を借りる際に二人の関係性を説明したいので、宣誓の受付だけ先にしたいというケースです。この場合には、宣誓日から3か月以内に文京区内に転入したことを証する書類として住民票の提出をお願いすることになります。宣誓書受領証は、この住民票の確認ができた後にお渡しいたします。したがって、区外の方の場合は、宣誓後は受付票をお渡しし、区内在住について確認ができた後に正式に宣誓書受領証をお渡しする流れになります。

森委員：ありがとうございます。

堀内会長：皆さん大変活発なご意見ありがとうございます。そのほかにもご意見ございますか、何か補足事項はございますか。大丈夫ですか。

高橋課長：はい。

原委員：もう一つは、パートナー解消も何かルールはありますか。

高橋課長：パートナーシップを解消した場合には、宣誓書受領証を返還していただくことになります。

堀内会長：資料には解消についての記載がないんですね。

高橋課長：資料上には記載がございませんが、解消の場合は当然返還を求めることになります。

原委員：恐らく、若い人は、LGBTの場合、思春期がすごく遅いという特徴がありまして、学校時代に付き合ったりということが不自由なので、ずっと温めたまま成長し、大人になってからようやくということがあります。気持ちの面でも安定するまでに紆余曲折があつてという実情があるので、解消というケースも出てくるんですよね。

高橋課長：当然、ケースとしては想定されますので、パートナーシップ宣誓の取扱いとしては定めておきたいと思っております。

原委員：もう一つ、第1号報道というのがあって、今は増えてきたのでそれほどの大きな話題にならないですけれども、最初はすごく大変で、お声が掛かって、誰が第1号になるんだみたいな感じで、顔を出したり名前を出したりしなければいけないのかなというプレッシャーがあつて、みんな、第1号だけにはなりたくないみたいな感じでした。幸い、今はそれほど

過熱報道もないですが、意思が固まっていて、宣誓をしたいというカップルの予定は既に聞いていますか。

高橋課長：まだ伺っていない状況です。

原委員：現時点では白紙の状況ということでしょうか。

高橋課長：第1号のお話ですけれども、これはお二人の意思ですので、区から積極的にどうですかというご提案はいたしません、宣誓予定のお二人から、取材等を受けたいというお話があれば、我々ができることは対応したいと考えております。

原委員：それは、正しい姿勢だと思います。取材ってすごく大変で、本当に、いつもいつも。

牛嶋委員：一つだけ伺いたいんですけれども、年齢が大体どこの自治体も20歳以上になっていると思うんですが、これは何か、18歳じゃなくて20歳の理由があるのか、教えていただきたいんですが。

高橋課長：年齢要件は、民法上の成年に合わせておりますので、現在は20歳ということになります。民法の成年規定は既に改正されていますので、令和4年4月からは18歳になります。成年は、一人で有効な契約がすることができる年齢、父母の親権に服さなくなる年齢であることを鑑みて、要件として定めたところでは。

牛嶋委員：もう18歳で成年じゃないのかなと勘違いしていたんですけれども。

高橋課長：規定については、確かに改正はされているのですが、成年規定についての改正部分の施行は、令和4年4月1日からです。2年ほど先になります。

牛嶋委員：ありがとうございます。

原委員：逆に20歳と明記しないほうがいいかな。成年のほうが、融通が利くかなというのは思います。

高橋課長：要綱において20歳以上と規定したため、令和4年4月までに改正をする自治体もあると聞いております。民法上の成年という規定にしておくと、令和4年4月になれば自動的に18歳と読みますので、文京区では成年であることと規定する予定です。

堀内会長：実際には婚姻年齢と対応しているという意味ですよ。

高橋課長：令和4年4月には一致します。

堀内会長：そうですね。今回、民法が少し前に改正されて、婚姻の最低年齢が男女同一になりましたので。

それで、今の原委員のお話で気が付いたんですけれども、解消の場合は速やかに受領証を返還することというのは入っていない、解消の手続について何も書いていないというのは、

何かそちらのほうでご検討された結果なのでしょうか。

高橋課長：宣誓の取扱いを開始することをメインにご説明したかったのですが、資料上、こういうふうになってございますが、パートナーシップ解消時の受領証の返還については、他の自治体でも規定を設けております。文京区でも、要綱として条文形式にするときには、返還の届出についての規定は当然設けますし、届出の様式上も作成いたします。

森委員：運用指針というか、細則を付けるんですね。

高橋課長：要綱以外の部分については、自治体によって事務処理要領、細則など、様々な呼び方をしています。

森委員：この1枚の資料で終わりじゃなくて、細かいこと、運用は要綱によるということですね。

高橋課長：今回の資料は、いわゆる要綱で規定するところの概要の部分をお示ししているというふうに捉えていただければ結構でして、要綱では条文ごとに細かく規定を設けます。宣誓される方に提出していただく様式も全て準備いたします。

堀内会長：そのほかには、皆さんのほうで。

そろそろ予定の時間にもなりつつありますので、ご意見はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、区のほうからご提示いただいた、文京区パートナーシップ宣誓の取扱いについてということで、皆さんおおむね了承されたということで、終わらせていただきたいと思います。

例年ですと1年間に4回の会合ですけれども、今年度の推進会議は、パートナーシップ宣誓の取扱いがありましたので、5回目ということで、皆様方にご出席いただきまして、ありがとうございました。

それと同時に、この期の、2018年度と2019年度の文京区男女平等参画推進会議の日程は、これで終了させていただきます。

本当に、委員の皆様方には、大変活発なご議論やご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。私からも、ご協力をご感謝申し上げます。どうぞ、今後のご検討については、委員の改選になりますので、2020年度の4月からは新しい委員の方が、新しく議論をされるということでございます。どうぞ皆様方も、いろいろお世話になりましたが、今後とも、よろしくお願ひしたいと思ひます。いろいろありがとうございました。